

2022 年度後期

授業料免除及び徴収猶予

申請要項

目次

I. 授業料免除制度の変更について	・・・P.2
II. 授業料免除（修学支援新制度）への申請	・・・P.3
III 支援継続（修学支援新制度）の手続き	・・・P.5
IV. 支援継続中（修学支援新制度）のその他の手続き	・・・P.6
V. 授業料免除（学内制度）への申請	・・・P.8
VI. 授業料徴収猶予への申請	・・・P.11
VII. 免除申請に係る Q&A	・・・P.12
VIII. その他	・・・P.13

I. 授業料免除制度の変更について

日本人学部学生を対象とした授業料免除に関しては、従来から実施していた授業料免除制度を改め、2020 年度より全国統一基準による修学支援新制度(以下、「新制度」という。)により実施しています。当該新制度は、日本学生支援機構による給付奨学金の支給と大学による授業料免除が同時に受けられるもので、どちらか一方のみを受けることを想定していません。(効果的な支援を実施するため、原則、両方へ申請する必要があります。)

支援対象学生は、「学力基準」、「家計基準」、「その他の基準」を基に選考され、一度選定されると大学卒業(標準修業年限内に限る)まで継続して授業料免除等を受けることができます。ただし、毎年実施する適格認定等によって、支援区分の変更や支援の停止・廃止等に該当した場合には、授業料免除等の支援額が変更または停止・廃止されることがあります。

なお、2019 年度以前の在学生のうち、基準を満たしておらず新制度による授業料免除の対象とならない者及び現行と比較して免除額が減額となる者については、別途従来通りの授業料免除制度(以下、「学内制度」という。)にも併せて申請することができます。学内制度への申請に関する詳細については、8ページをご確認ください。

【必ずお読みください】

○2020 年度より日本人学部学生を対象とした授業料免除制度が上記の「修学支援新制度」に変更となっています。そのため、授業料免除の申請対象者、申請方法、授業料免除額等が大幅に変更となっていますので、本申請要項を必ずご確認ください。

○本申請要項は日本人学部学生対象です。大学院生及び留学生は、適用される授業料免除制度が異なりますので、ご注意ください。

○新制度による授業料免除申請者で授業料の徴収猶予(納付を一定期間延期する制度)を受けたい場合は、別途「**2022** 年度後期分授業料徴収猶予申請書」を提出する必要があります。

○すでに新制度による授業料免除の申請を行い、支援対象者と認定されている場合は、申請の継続のために継続申請書の提出が必要です。

○申請受付期間を過ぎた申請は一切認めません。

○申請書類に事実と異なる記載をした場合や、実際にあった収入を申告していないことが判明した場合は許可された免除等を取り消すことがあります。

Ⅱ. 授業料免除(修学支援新制度)への申請

1. 申請対象者

日本人学部学生のうち、原則として日本学生支援機構の給付奨学金に申し込んでいる者(申込予定者含む)が対象です。ただし、特別な事情(民間団体等の奨学金を受給する等)がある者については、給付奨学金に申し込まず授業料免除のみ申請することも可能です。(その場合は、申請前に学生生活課にご相談ください。)なお、下記の「2. 学力基準」「3. 家計基準」「4. その他の基準」を満たす者は、全員が授業料の免除を受けることができます。

※これまでにすでに新制度による授業料免除の申請を行い、現在支援対象者と認定されている場合は、[Ⅲ. 支援の継続の手続き(修学支援新制度)] (P5)の案内に従い、継続の手続きを行ってください。

2. 学力基準

次のいずれかに該当すること。

- 学業成績における GPA が上位2分の1以上であること。
 - 次のいずれにも該当すること。
 - ・修得単位数が標準単位数(※)以上であること
 - ・学修計画書により学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること
- ※標準単位数とは、「卒業要件単位÷修業年限×申請者の在籍年数」で計算する。

具体的には、2回生 31 単位、3回生は 62 単位、4回生は 93 単位を修得していることを要する。

3. 家計基準

①収入に関する基準

学生等及びその生計維持者(原則父母。詳細は7ページを参照)のそれぞれについて以下の算式により算出した額を合算した額(減免額算定基準額)が下表のいずれかの区分に該当すること。

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額+税額調整額)

区分	減免額算定基準額	授業料免除額
第Ⅰ区分	100 円未満	全額免除(267,900 円)
第Ⅱ区分	100 円以上～25,600 円未満	2/3 免除(178,600 円)
第Ⅲ区分	25,600 円以上～51,300 円未満	1/3 免除(89,300 円)

※詳しくは、日本学生支援機構の「進学資金シミュレーター」で確認できます。

進学資金シミュレーター：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

②資産に関する基準

学生等及び生計維持者の保有する資産(次表参照)の合計額が、以下の基準額に該当すること。

【基準額】

生計維持者が2人の場合 : 2,000 万円未満

生計維持者が1人の場合 : 1,250 万円未満

資産	資産の内容
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え (仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)
預貯金	普通預金、定期預金等 ※貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)



有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	—
貴金属	投資用資産として保有する金・銀等 ※宝石(指輪等)は含まない。

4. その他の基準

①国籍・在留資格等に関する要件

次のいずれかに該当すること。

- ・日本国籍を有する者
- ・特別永住者として本邦に在留する者
- ・永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ・定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で、将来永住する意思を有する者

②大学等に進学するまでの期間等に関する要件

次のいずれかに該当すること。

- ・高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ・高等学校卒業程度認定試験合格者については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者であって、合格した年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ・「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに大学等へ入学した者

5. 申請締切及び申請方法

下記【6. 申請書類】の記載に従って申請書類を作成のうえ、提出してください。

- 申請締切：10月3日(月)～10月5日(水) 9:00～13:00、14:00～17:00
- 受付窓口：大学会館3階 小集会室
- 補足事項：郵便での受付も行います。(10月5日(水)17:00 必着)

◎送付先：〒630-8506 奈良市北魚屋西町 奈良女子大学 学生生活課学生支援係 宛

郵送の場合は封筒の表に「授業料免除申請」と朱書きし、郵送後はその旨学生生活課へメールでお知らせください。件名は「授業料免除申請」とし、本文に学籍番号と所属と氏名を明記願います。

〈送信先:syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp〉

書類到着後、受付番号を返信してお知らせします。なお、返信にはお時間をいただきますのでご了承ください(概ね到着後2日以内に返信します)。

6. 申請書類

申請様式については大学HPに掲載しています。「必要書類チェックリスト」を参照した上で、必要な書類を各自でダウンロードし提出してください。

【注意事項】

- ※各様式の記入例を必ず確認の上、記入誤りや記入漏れ等のないように注意してください。
- ※記入の際は黒のボールペンを使用し、訂正する場合は修正液を使わず、二重線をひき訂正してください。
- ※各期で様式が変更となる場合がありますので、期をまたいで使用しないようにしてください。
- ※Excel版やWord版に入力して作成する場合は以下の点に注意してください。

- ・該当する部分に○をつけたり、□にチェックをつけたりする箇所に記入漏れがないようにすること
- ・シートの大きさ等を変えないように作成すること

【入手先】

大学 HP : <http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/new.htm>



7. 選考結果

日本学生支援機構の給付奨学金の給付奨学金の適格認定の結果とあわせて通知します。

8. その他

- ・申請後は選考結果が通知されるまで授業料の徴収が猶予されますので、授業料は納付しないでください。
- ・選考の結果、全額免除とならなかった場合は、結果通知時にお知らせする方法に従って大学が定める日までに納付してください。
- ・授業料免除は各期で書類を提出する必要があります。これまでにすでに新制度による授業料免除の申請を行い、現在支援対象者と認定されている場合は、後期の授業料免除のためには、所定の期間に「継続申請書」を提出する必要があります。
- ・新制度における授業料免除の申請を行っただけでは、授業料徴収猶予(授業料の納付を一定期間延期)を申請したことにはなりません。授業料徴収猶予を受けたい場合は、別途「2022 年度後期分授業料徴収猶予申請書」を提出する必要があります。授業料徴収猶予については、11 ページをご確認ください。
- ・特別な事情がある場合を除き、給付奨学金の申請の手続きも別途行ってください。

Ⅲ. 支援の継続(修学支援新制度)の手続き

1. 申請対象者

本年度前期までにすでに新制度による授業料免除の申請を行い、現在支援対象者と認定されている者。

支援対象者に認定された者は、各期に継続申請書を提出することで大学卒業(標準修業年限内)まで支援が継続します。

※継続申請書の提出がなければ、当該期以降の支援を受けることができなくなりますのでご注意ください。

2. 申請受付日及び申請方法

下記【3. 申請書類】の記載に従って申請書類を作成のうえ、提出してください。

- 申請締切 : 8月1日(月)～8月18日(木)
- 受付窓口 : 学生生活課学生支援係窓口(F棟1階)
- 補足事項 : メール添付による提出も受け付けます。

◎送信先 syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp

※件名を「授業料免除継続申請」としてください。

本文に学籍番号と所属と氏名を記載してください。

ファイル名はご自身の学籍番号に変更してください。

3. 申請書類

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書【A様式2】

申請様式については大学 HP に掲載しています。各自でダウンロードし提出してください。

【注意事項】

※各様式の記入例を必ず確認の上、記入誤りや記入漏れ等のないように注意してください。

※記入の際は黒のボールペンを使用し、訂正する場合は修正液を使わず、二重線をひき訂正してください。

※各期で様式が変更となる場合がありますので、期をまたいで使用しないようにしてください。

※Excel版やWord版に入力して作成する場合は以下の点に注意してください。

- ・該当する部分に○をつけたり、□にチェックをつけたりする箇所に記入漏れがないようにすること
- ・シートの大きさ等を変えないように作成すること

【入手先】

大学HP : <http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/new.htm>



また、適切な支援を実施するために、年間数回家計状況及び学業成績の確認(適格認定)を行い、その結果に基づいて支援区分の変更、支援の停止、認定の取消等を行います。

※給付奨学金の継続については、別途必要な手続きがあります。(12月以降の予定)

※適格認定について

- ①学業成績について : 毎年学年末に1年間の学業成績を確認し、翌4月分の支援から反映する。
- ②収入及び資産状況について : 毎年9月までに最新の家計状況を確認し、10月から支援区分の変更または効力の停止等を行う。

4. 選考結果

9月中にさくら連絡網にて10月以降の支援区分をお知らせします。

IV. 支援継続中(修学支援新制度)のその他の手続き

1. 認定の取消し、効力の停止等について

支援を受けている者が懲戒による退学や停学となった場合や休学等により学籍に変更が生じた場合、在留資格に変更が生じた場合等は、以下のとおり認定の効力が変更されます。

効力の変更	内容
認定の取消	処分日の属する学年の初日に遡って認定の効力を失う
効力の停止	一定期間支援を停止し、停止事由がなくなれば支援を再開する

①休学した場合

正規の手続きにより休学した場合には、当該期間は認定の効力が停止されますので、支援期間(最大4年)に通算しません。しかし、休学により在学期間が延長される場合でも、支援を受けることができるのは修業年限に相当する月数となります。なお、休学中は認定の効力に関係なく、授業料は発生しません。

例) 大学3年の10月から休学して翌年4月に復学し、卒業期が1年延びる場合(大学には5年在籍)

➡休学中は支援が停止し、復学から在籍5年目の9月まで支援が継続します。(大学には5年間在籍することになるが、支援を受けられるのは休学中を除く4年間のみとなります。)

※休学(復学)した場合の支援停止(支援再開)の始期及び終期について

休学(復学)が月の初日から → 当該月から支援を停止(再開)する

休学(復学)が月の2日以降 → 当該月の翌月から支援を停止(再開)する

②懲戒処分を受けた場合

支援対象者が懲戒処分(退学、停学、訓告)を受けた場合、認定取消または認定の効力を一定期間停止

することがあります。なお、認定の取消に該当する場合には、遡及的に認定が取り消されるため、すでに免除された授業料等を納付していただく場合があります。

③早期卒業、除籍、自主退学等により学籍を離れた場合

支援対象者が修業年限を満了する前に学籍を離れた場合、下記のとおり支援を受ける資格を失います。

学籍を失った日が月の初日 → 当該月から支援が終了

学籍を失った日が月の2日以降 → 当該月の翌月から支援が終了

※学籍を離れた後に他大学に編入学する場合、一定の要件を満たせば再度支援を受けることができます。

④在留資格が変更になった場合

日本人の配偶者、永住者の配偶者、永住の意思のある定住者等については、在留期間に制限がありますので、継続申請の際に在留資格の要件を満たしているか確認します。要件を満たさなくなった場合、その間認定の効力が停止されますが、再度要件を満たすようになれば支援が再開されます。

⑤申出による辞退の場合

支援対象に認定された者が、何らかの理由により、ある月以降の授業料免除を希望しない場合、学生生活課へ申し出ること、希望する月以降の認定の効力を停止することができます。また、当該停止の解除を申し出ること、希望する月から支援を再開することができます。

2. 各種変更手続きについて

支援継続中に以下の事情が生じた場合、変更の届出が必要になりますので、大学 HP から様式をダウンロードの上、学生生活課学生支援係までご提出ください。なお、給付奨学金受給中における各種手続きは別途必要になりますので、日本学生支援機構の給付奨学金に関する書類をご確認ください。

- ・国籍・在留資格が変更になった時
- ・生計維持者が変更になった時
- ・授業料等の減免を受ける理由がなくなった時(一時的に支援を停止したい時)
- ・上記で停止していた支援を再開したい時

【入手先】

大学 HP : <http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/new.htm>



3. 家計急変による申請について

家計基準を満たしていない場合でも、特定の理由によって家計が急変し住民税情報に反映される前に支援を必要とする場合、事由発生から3ヶ月以内に申請を受け付け、急変後の所得見込が要件を満たしていれば、支援対象に認定されることがあります(事由発生から4ヶ月目以降)。ただし、家計急変による申請においても、学力基準、資産に関する基準、その他の基準は満たしている必要があります。家計急変による申請を希望される場合は、学生生活課学生支援係までご相談ください。なお、家計急変により支援対象に認定されると、適切な支援を行うため3ヶ月毎に収入等の状況を確認します。

【家計急変による申請が可能となる事由】

- ・生計維持者の一方又は両方が死亡
- ・生計維持者の一方又は両方が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
- ・生計維持者の一方又は両方が失職(非自発的失業の場合に限る。)
- ・生計維持者が震災、火災、風水害等に被災したことで、上記のいずれかに該当する、または生計維持者の一方又は両方が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

V. 授業料免除(学内制度)への申請

1. 申請対象者

以下のすべてに該当する者

- ①2020年3月以前から本学に在学している者
- ②新制度における基準を満たしていない者又は旧制度と比較して免除額が減額となる者(※)
- ③申請する学期において全期間在学している者(学期の途中で休学、退学を予定している者は申請できません)

④次のいずれかに該当する者

- 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
(本学が定める「学力基準」及び「家計基準」を基に選考します。)
- 申請前6か月以内において、本人の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者(本学が定める「家計基準」を基に選考します。)

※ 新たに給付奨学金に申し込む予定の者は、本授業料免除の申請時においてその選考結果が判明していないため、必要に応じて並行して学内制度による授業料免除の申請を行ってください。
なお、学内制度へ申請したことをもって授業料が必ず免除されるわけではありませんのでご注意ください。

2. 学力基準

前年次までに標準単位数(2回生 31 単位、3回生 62 単位、4回生 93 単位)以上を修得し、かつ、前年次までの学業成績の学力平均値が 1.95 以上の者を学業優秀とします。

【注意事項】

※学力平均値とは、S・A の修得単位数×3、B の修得単位数×2、C の修得単位数×1 として換算した値を総取得単位数で割った平均値(小数点第 3 位切り捨て)のことをいいます。なお、卒業に要する科目以外の単位数は含みません。

※一人親世帯、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高い特別の事情のある者についての学力基準は、学業成績の学力平均値が 1.75 以上の者とします。

3. 家計基準

申請者の属する世帯の前年1年間の収入等が概ね上限目安表の金額を超えないこと。ただし、年収が目安を超えている場合でも、就学者・障害者・長期療養者がいる等の家庭状況によって免除となる場合があります。

【上限目安表】

		学部生		博士前期課程		博士後期課程	
		給与	給与以外	給与	給与以外	給与	給与以外
世帯人数	通学区分						
1人	自宅	257万円	116万円	265万円	124万円	317万円	160万円
2人	自宅	328万円	168万円	345万円	180万円	431万円	240万円
	自宅外	391万円	212万円	408万円	224万円	494万円	284万円
3人	自宅	360万円	190万円	381万円	205万円	478万円	273万円
	自宅外	422万円	234万円	444万円	249万円	541万円	317万円
4人	自宅	378万円	203万円	402万円	220万円	508万円	294万円
	自宅外	441万円	247万円	465万円	264万円	571万円	338万円

5人	自宅	398万円	217万円	425万円	236万円	540万円	316万円
	自宅外	461万円	261万円	488万円	280万円	602万円	360万円

【「給与」「給与以外」について】

※「給与」とは以下のものをいいます。

給与:俸給、給与、賃金、役員報酬、歳費、賞与、専従者給与 等

年金:老齢年金、遺族年金、障害者年金、企業年金、共済年金、恩給 等

その他:傷病手当金、児童扶養手当金、生活保護法による扶助費及び失業給付金、TA・RAの手当 等

※「給与以外」とは以下のものをいいます。

自営業:農業・商業・工業・林業及び水産業所得、開業医・弁護士・著作業・公認会計士・外交員・大工・左官などの職業による所得 等

その他:家賃・地代収入、一時所得(退職金、保険金、資産譲渡による所得、山林所得等)、利子や株の配当、家族等からの仕送り 等

4. 申請受付日及び申請窓口

申請書及び該当する書類を準備の上、以下の期間内に申請してください。なお、進学資金シミュレーター等で基準を満たしていないことを確認した場合を除き、原則修学支援新制度の授業料免除(新規または継続)にも申請する必要があります。

●受付期間 : 10月3日(月)～10月5日(水) 9:00～13:00、14:00～17:00

●申請窓口 : 大学会館3階 小集会室

●補足事項 : 郵便での受付も行います。(10月5日(水)17:00 必着)

◎送付先 : 〒630-8506 奈良市北魚屋西町 奈良女子大学 学生生活課学生支援係 宛

郵送の場合は封筒の表に「授業料免除申請(学内制度)」と朱書きし、郵送後はその旨学生生活課へメールでお知らせください。件名は「授業料免除申請(学内制度)」とし、本文に学籍番号と所属と氏名を明記願います。

<送信先:syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp>

書類到着後、受付番号を返信してお知らせします。なお、返信にはお時間をいただきますのでご了承ください(概ね到着後2日以内に返信します)。

※いかなる理由があっても、申請受付期間を過ぎた後の申請は受理しません。

※やむを得ず提出できない必要書類は、申請受付時に指定された提出期日までに提出してください。

※選考期間中に書類不備や確認が必要な事項が見つかった場合は、申請受付後でも追加の書類を求めたり事実を確認したりすることがあります。学生生活課から連絡があった場合は、速やかに対応してください。

5. 申請書類等

①申請様式

申請様式については大学 HP に掲載しています。「必要書類チェックリスト」を参照した上で、必要な書類を各自でダウンロードし提出してください。

【注意事項】

※各様式の記入例を必ず確認の上、記入誤りや記入漏れ、押印漏れ等のないように注意してください。

※記入の際は黒のボールペンを使用し、訂正する場合は修正液を使わず、二重線をひき訂正してください。

※各期で様式が変更となる場合がありますので、期をまたいで使用しないようにしてください。

※Excel版やWord版に入力して作成する場合は以下の点に注意してください。

- ・「署名」と指定されている部分は、自署すること
- ・該当する部分に○をつけたり、□にチェックをつけたりする箇所に記入漏れがないようにすること
- ・シートの大きさ等を変えないように作成すること



【入手先】

大学 HP : <http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/exemption/transition/>

(当該ページは大学院生等を対象とした授業料免除について記載していますが、様式は同じものを使用しますので、当該ページからダウンロードしてください。)

②標準修業年限超過者

標準修業年限(学部4年、修士2年、博士3年)を超えて在籍する者が授業料免除及び徴収猶予の対象となるのは、標準修業年限超過に特別な事由があると認められる場合のみで、超過期間は原則1年です。

申請希望者は、所定書類を提出してください。

【注意事項】

※休学や留学といった理由による場合でも、年数を超えていれば必要です。

※「標準修業年限超過者の授業料免除等申請対象事由書」は、本人作成と指導教員作成の2種類あります。

申請希望者は、学生作成用の事由調査書を作成のうえ、指導教員に教員作成用の事由調査書の作成を依頼してください。

【入手先】

申請様式と同じく本学 HP よりダウンロードしてください。

大学 HP : <http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/exemption/transition/>



③その他

- ・収入に関する書類等は、当該書類の日付を確認した上で最新の状況がわかるものを提出してください。
- ・はがきのコピー等を提出する場合、受給者氏名を確認しますので宛名がわかるように印刷してください。
- ・市町村発行の書類については、マイナンバーの記載がないものを提出してください。
- ・A4サイズより小さい書類を提出する場合は、A4サイズにコピーするか、A4用紙に貼り付けて提出してください。(長期療養に関する領収書等は月ごとに分け、A4用紙に貼り付けること。)
- ・複数の項目に該当するため、提出書類が重複する場合、提出は1通で構いません。

6. 選考結果

申請時に希望された宛先と大学に届け出られている住所をもとに12月下旬～1月上旬に郵送します。住所変更等があった場合にはすみやかに学務課に届け出るようにしてください。

結果通知を発送したら、その旨を掲示板などでお知らせします。

7. その他

- ・申請後は選考結果が通知されるまで授業料の徴収が猶予されますので、授業料は納付しないでください。
- ・選考の結果、全額免除とならなかった場合は、結果通知時にお知らせする方法に従って大学が定める日までに納付してください。
- ・授業料の免除は各期で申請する必要があります。
- ・併せて授業料徴収猶予を申請し許可された場合は、後期分授業料は2月末日まで支払いが猶予されます。

VI. 後期分授業料徴収猶予への申請

1. 徴収猶予の申請対象者

- ① 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀であると認められる者(下記「2. 学力基準」及び「3. 家計基準」を基に選考します。)
- ② 入学前1年以内に本人の学資を主として負担している者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料・授業料の納付が著しく困難であると認められる者(下記「3. 家計基準」を基に選考します。)

2. 学力基準

前年次までに標準単位数(2回生 31 単位、3回生 62 単位、4 回生 93 単位)以上を修得し、かつ、前年次までの学業成績の学力平均値が 1.95 以上の者を学業優秀とします。

【注意事項】

※学力平均値とは、S・Aの修得単位数×3、Bの修得単位数×2、Cの修得単位数×1として換算した値を総取得単位数で割った平均値(小数点第3位切り捨て)のことをいいます。なお、卒業に要する科目以外の単位数は含みません。

※一人親世帯、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高い特別の事情のある者についての学力基準は、学業成績の学力平均値が 1.75 以上の者とします。

3. 家計基準

申請者の属する世帯の前年1年間の収入等が概ね上限目安表の金額を超えないこと。ただし、年収が目安を超えている場合でも、就学者・障害者・長期療養者がいる等の家庭状況によって徴収猶予が許可される場合があります。

【上限目安表】

		学部生		博士前期課程		博士後期課程	
世帯人数	通学区分	給与	給与以外	給与	給与以外	給与	給与以外
1人	自宅	257万円	116万円	265万円	124万円	317万円	160万円
2人	自宅	328万円	168万円	345万円	180万円	431万円	240万円
	自宅外	391万円	212万円	408万円	224万円	494万円	284万円
3人	自宅	360万円	190万円	381万円	205万円	478万円	273万円
	自宅外	422万円	234万円	444万円	249万円	541万円	317万円
4人	自宅	378万円	203万円	402万円	220万円	508万円	294万円
	自宅外	441万円	247万円	465万円	264万円	571万円	338万円
5人	自宅	398万円	217万円	425万円	236万円	540万円	316万円
	自宅外	461万円	261万円	488万円	280万円	602万円	360万円

4. 申請受付日及び申請窓口

申請書及び該当する書類を準備の上、授業料免除の申請と同時に申請してください。修学支援新制度の継続手続きを行っていて徴収猶予も希望する場合は、下記期間中に徴収猶予の申請手続きを行ってください。

【受付期間】 10月3日(月)～10月5日(水)

【申請方法】 自身の申請する授業料免除と同様

※授業料徴収猶予のみ申請を行う場合は、学内制度の授業料免除の受付期間と申請方法に準じて申請をおこなってください。

5. 申請書類

①新制度における授業料免除を申請する者及び授業料徴収猶予のみ申請する者

2022年度後期分授業料徴収猶予申請書(大学HPから各自でダウンロード)

【入手先】

大学HP：<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/new.htm>

※収入等を証明する書類の提出は不要です。

②学内制度における授業料免除を申請する者：授業料免除の申請書に記入して提出



6. 選考結果

12月下旬～1月上旬に郵送により通知します。学内制度における授業料免除に申請された方はその結果とあわせて通知を行います。

※結果を発送しましたら、その旨を掲示板等でお知らせします。

※徴収猶予が許可された場合、前期分授業料は2月末日まで支払いが猶予されます。

VII. 免除申請に係る Q&A

質問が想定されるものについてこちらにまとめています。何かわからないことがある場合は、下記のQ&Aを確認してみてください。それでもわからない場合は、P.13に記載の[問い合わせ先]にご連絡ください。

Q1. 申請書類はどこでもらえますか？	A1. 申請書類については大学のHPより各自でダウンロードし、印刷してください。 [掲載場所] 大学HP → 学生生活 → 奨学援助▶入学料免除・授業料免除 大学HP → 学生生活 → 奨学援助▶修学支援新制度について
Q2. 申請期間までにすべての必要書類が整わない場合はどうしたらいいですか？	A2. 本来は必要書類がすべて揃っているのが理想ですが、どうしても間に合わない場合は、書類が整っていない状態で構いませんので、申請期間中に必ず申請をしてください。書類が整っていないことを受付時に申し出て、その際に指定される提出期日までに残りの書類を提出してください。
Q3. 修学支援新制度における基準を満たしていない場合、授業料免除を申請することはできないのですか。	A3. 2020年3月以前からの在學生については、修学支援新制度の基準を満たしていない場合でも、学内制度による授業料免除に申請することができます。
Q4. 授業料免除を申請した結果、全額免除とならなかった場合はすぐに授業料を支払わないといけないのでしょうか。	A4. 選考の結果が全額免除とならなかった場合には、結果通知時に授業料の納入時期をお知らせします。なお、授業料の免除と併せて「授業料徴収猶予」を申請し許可された場合は、授業料の支払いは2月末まで猶予されます。

VIII. その他

- ・要項をよく読んで、余裕を持って申請書類の準備をしてください。
- ・何かわからないことがあれば、下記に記載の[問い合わせ先]までご連絡ください。
※平日の 9:00～17:00 の間でお問い合わせください(土日祝休業)。

[問い合わせ先]

奈良女子大学

学生生活課学生支援係(F棟1階)

TEL:0742-20-3258 / 0742-20-3550

Mail: syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp